

# 入院料金表

## ◎ 料 金

### ① 基本料金：介護療養施設サービス費

介 護 度	自己負担額（1日あたり）		自己負担額（30日分）	
	3階・4階	5病棟・6病棟	3階・4階	5病棟・6病棟
要介護 1	789円	814円	23,670円	24,420円
要介護 2	897円	922円	26,910円	27,660円
要介護 3	1,132円	1,157円	33,960円	34,710円
要介護 4	1,231円	1,256円	36,930円	37,680円
要介護 5	1,321円	1,346円	39,630円	40,380円

注1) 上記料金は1割負担の料金です。所得によっては、2割、3割負担となる場合があります。介護保険負担割合証の負担割合となります。

注2) 上記には入院基本料（強化型A・I v）・感染対策指導管理加算・夜間勤務等看護加算（IV）サービス提供体制強化加算（I）・療養環境減算（3階・4階）が含まれています。

注3) その月によって、強化型A、強化型B、その他に、料金変動する場合があります。

注4) 介護職員処遇改善加算が、加算となる場合があります。

注5) 1ヶ月の自己負担額は、その月の日数によって異なります。

注6) 介護報酬の改正、当病院の施設基準等が変更になった場合、料金が変わることがあります。

※初期加算：入院後30日に限り、上記料金より1日あたり30円加算となります。

※特定診療費：指導管理・リハビリテーション等を行った場合、料金が追加となります。

※栄養管理等：栄養マネジメント、経口移行、経口維持、療養食を行った場合、料金が追加となります。

※外泊により24時間病院にいない日と、他専門院受診した日は1日362円となります。

※特別な検査等：医療保険での一部負担が発生する場合があります。

## ◎ 高額介護サービス費

介護サービス費について負担上限額を超えた場合、その差額が償還払いされます。申請が必要です。

区 分	介護サービス費負担上限額	
生活保護の受給者の方等	15,000円	
世帯全員が住民税非課税の方	① 高齢福祉年金受給者の方 ② 本人の合計所得及び課税年金収入額合計が80万円以下の方	15,000円
	①、②以外の方	24,600円
住民税課税世帯の方	44,400円※	
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円	

※同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む。）の利用者負担割合が1割の世帯は、年間上限額446,400円（37,200円×12ヶ月）の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようになっています。（2017年8月から3年間の時限措置）

② 居住費と食費

居住費と食費は一定の条件の下に負担が減額される場合があります。申請が必要です。

注) 1ヶ月の自己負担額は、その月の日数によって異なります。

区 分	居 住 費		食 費	
	1日あたり	30日分	1日あたり	30日分
第1段階	0円	0円	300円	9,000円
第2段階	370円	11,100円	390円	11,700円
第3段階	370円	11,100円	650円	19,500円
第4段階	377円	11,310円	1,392円	41,760円

第1段階・・・市町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給者されている方等

第2段階・・・世帯の全員（世帯分離している配偶者含む）が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方等

第3段階・・・世帯の全員（世帯分離している配偶者含む）が市町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方等

第4段階・・・上記以外の方（市町村民税課税世帯）等

※非課税世帯の方でも、世帯分離している配偶者が課税されている場合、預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合、減額にならないことがあります。

③ 病衣代：病衣の使用を希望される場合、1日70円（税別）別途徴収となります。

④ 洗濯代：病院へ依頼される場合、以下の料金となります。

料金（税別）	例
50円	パ ン ツ ・ シ ャ ツ ・ 靴 下 など
100円	バスタオル・パジャマ（上・下）・ズボン下 など
200円	タオルケット など

注) 洗濯は、家族の方などが行っても構いません。